



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

2016年9月8日
電力広域的運営推進機関

需給状況改善のための指示の実施について

当機関は、本日、電気事業法第28条の4第1項に基づき、中部電力供給区域の需給状況改善のため、下記のとおり指示を行いました。

記

- 1 指示を受けた会員の名称
 - ・東京電力パワーグリッド株式会社
 - ・北陸電力株式会社
 - ・関西電力株式会社
 - ・中部電力株式会社

- 2 指示の内容
 - ・東京電力パワーグリッドは中部電力に14時30分～20時の間、最大130万kWの電気を供給すること
 - ・北陸電力は中部電力に14時30分～20時の間、10万kWの電気を供給すること
 - ・関西電力は中部電力に14時30分～20時の間、160万kWの電気を供給すること
 - ・中部電力は東京電力パワーグリッド、北陸電力および関西電力から14時30分～20時の間、最大300万kWの電気の供給を受けること

- 3 指示をした年月日及び時刻
 - ・平成28年9月8日 14時27分

- 4 指示をした理由
 - ・中部電力供給区域の幸田碧南線1・2号線停止による電源脱落に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため

以上